

画像意匠に関する研究

—特許庁意匠課との意見交換会，画像意匠の登録例の紹介—



平成 22 年度意匠委員会第 4 部会

野村 慎一，新井 景親，岡崎 博之，川崎 典子，
栗原 弘，仁科 勝史，野田 薫央

I. 特許庁意匠課との意見交換会

開催日時：平成 22 年 10 月 21 日

開催場所：東京倶楽部ビル 14 階 A 会議室

出席者：

(特許庁意匠課側) (敬称略)

原田 雅美，内藤 弘樹，伊藤 宏幸

木村 智加，井上 和之，大峰 勝士

坂田 麻智

(弁理士会側) 意匠委員会第 4 部会

1. はじめに

画像を含む意匠については，従来から図形状のセグメントが固定配置された液晶表示板や，物品の表示部に表示された図形等が操作用の初期メニューや計測等を表示するものであって下記補足説明で挙げた 3 要件を満たすものの場合に，保護を受けることが可能であったが，時代の流れと共に家電機器等に係る品質や需要者の選択にとってより一層大きな要素となっており，企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にあることから，平成 18 年改正において新たに意匠法第 2 条第 2 項が追加され，平成 19 年 4 月 1 日から施行されている。現在，施行から 3 年を経過し，特許庁においては，本改正法適用の画像を含む意匠に関する出願について，実際に審査が開始され，登録されたものが多数意匠公報に掲載されはじめた。また，特許庁ホームページにおいても参考となる登録例をピックアップして「画像登録事例集」として 2 回にわたって公表されている。審査実務における多様な事例も蓄積されてきている状況にあると思われる。

一方，弁理士においても，画像を含む意匠の出願について，実際に相談，依頼を受ける機会が増えてきており，出願する際に留意すべき点，効果的な出願方法

について，専門家としての知識を深めていく必要性が増してきている。

今般，これらの状況を踏まえ，画像を含む意匠出願についての審査の現況，出願する際に留意すべき点，審査基準の考え方，疑問点，今後の保護の方向性について，特許庁と弁理士会が相互に理解を深めるとともに，会員にこれらの情報を提供するとの趣旨から，平成 22 年 10 月 21 日 (木) に特許庁意匠課と意見交換会を行った。

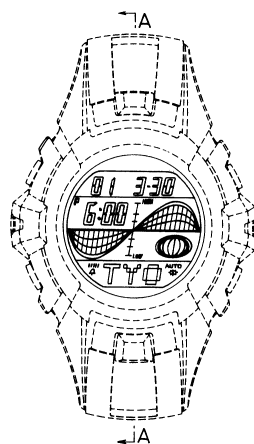
意見交換会では，特許庁意匠課意匠審査基準室 木村課長補佐から「画面デザインに関する審査運用について」の説明を受けた後，弁理士会からの質問事項に基づき意見交換を行った。

以下は，意見交換会での質疑応答をまとめたものである。

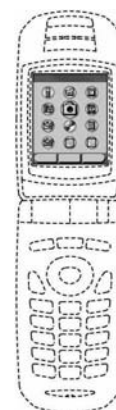
質疑応答に先立ち，従来から保護されていた意匠法第 2 条第 1 項に基づく画像の要件と意匠法第 2 条第 2 項に基づき保護される画像の要件とを補足的に説明する。

従来から保護されていた画像意匠の代表例

登録第 1149610 号
「腕時計本体」



登録第 1207282 号
「携帯用無線電話機」



補足説明：【意匠登録できる画像の要件】

(1) 従来から保護されていた画像（意匠法第2条第1項）の要件 ※本稿で「2条1項」と表す。

- ①物品の表示部に表示される図形が、その物品の成立性に照らして不可欠のものであること。
- ②物品の表示部に表示される図形等が、その物品自体の有する機能（表示機能）により表示されているものであること。
- ③物品の表示部に表示される図形等が、変化する場合において、その変化の態様が特定したものであること。

(2) 意匠法第2条第2項に基づき保護される画像の要件

※本稿で「2条2項」と表す。

- ①画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること。
- ②物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること。
- ③当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

2. 意見交換会の質疑応答

【Q1】第2条第1項の画像意匠であると考えて出願を行いました。審査では第2条第2項の画像意匠と判断されました。このような場合、どのような通知がなされるのでしょうか。

【A1】特段の通知は行いません。ご質問のような場合でも、第2条第2項の画像意匠の要件に照らし、出願の意匠が願書添付図面や意匠に係る物品の説明等の記載から具体的な意匠であると判断されれば、そのまま登録査定を受けることができます。

ただし、必要な説明等の記載がないことにより、画像に係る物品の機能やどのように操作するものかが不明である等意匠が具体的なものとは認められない場合には、意匠法第3条第1項柱書による拒絶理由を通知します。

【Q2】第2条第1項の画像意匠であると考えて出願を行いました。審査では第2条第2項の画像意匠と判断されました。このような場合、第2条第2項特有の説明を補正で追加することができますか。

【A2】説明等を追加する補正は、その内容が出願当初の願書及び添付図面の記載から直接導き出すことができる範囲内のものであれば、認められる可能性は高いと思われます。

しかしながら、出願当初の意匠に係る物品の説明や添付図面の記載からでは予測不可能なほど不明確であるものを明確にするような補正ですと、要旨を変更するものと認定されるでしょう。このような場合には補正は認められません。

【Q3】2条2項が追加されてから数多くの画像意匠の出願がなされていると思いますが、出願された画像意匠の審査を行ってきた中で、現状の問題点があれば教えてください。

【A3】形態変化を伴うGUIに関する出願で、変化の前後やGUIの多階層構造を表現するために多数の参考図を添付したものが見受けられますが、これらの図に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを盛り込みすぎると、登録意匠の内容が不明確になる恐れがありますので、考慮していただきたいと思います。もちろん参考図の提出数に制限はありません。

【Q4】画像意匠に関し、限界事例があれば教えてください。

【A4】2条1項でも2条2項でも保護されない画像として、物品の操作のための支援情報を提供する図形等があります。

例えば、デジタルカメラの表示部に表示される画像で、撮影時に水平に対するカメラの傾きやズームレンズのズーム位置を示すゲージ類がありますが、これらの図形等は、いわゆる撮影時の便利機能を提供するので、2条1項の要件である当該物品の成立性に照らして不可欠なものとはまでは言えません。

また、画面上の当該図形等を操作するわけでもありませんので、2条2項の操作画像にも該当せず、結果として、今のところ意匠登録の対象から外れるものと

して取り扱われています。

【Q5】限界事例は他にありますか？

【A5】仮想の話になりますが、自動車がバックする際、自動車のインパネ内のモニタに、誘導表示が出る場合が考えられます。このような表示も便利機能を実現するものではありませんが、物品の成立性に照らして不可欠なものとはまでは言えず、また、誘導表示自体を操作するわけでもありませんので、何らかの関連する操作ボタンが画像内にない限り、意匠登録の対象とならない可能性が高いと思われます。

【Q6】デジタルカメラの顔認識機能によって、表示部に表示された顔の部分に、枠が表示されることがありますが、この枠はどうでしょうか？

【A6】単に顔を認識した枠が表示されるだけであれば、デジタルカメラの操作の用に供されるものではなく、物品の成立性に照らして不可欠なものとも言えないので、登録の対象とはなりません。

しかしながら、例えば表示された枠を押下等することでシャッターを切る等の操作が構成されているような場合であれば、操作画像として登録の対象になり得ると思います。

この場合、意匠に係る物品の説明及び添付図面の記載から、表示されている枠が当該物品の操作の用に供される画像であることを認定できる必要があります。

【Q7】実際の審査では、2条1項と2条2項をどのようなステップで判断し、担当分けしているのでしょうか。

【A7】画像を含む意匠であっても、2条1項に該当すると判断した場合には、従来通り、その物品分野を担当する通常の審査官が当該出願の審査を担当します。

一方、2条2項の画像意匠に該当する出願については、各審査室に1名ずつ配置された画面デザイン担当の審査官が集中的に審査を担当します。

なお、2条1項該当出願か2条2項該当出願か判断するのが困難な場合には、物品分野担当の審査官と画面デザイン担当の審査官とが協議を行い、どちらが審

査するのか決めます。

2条1項該当出願か2条2項該当出願かを判断する際には、個別具体的に、願書の記載と図面の内容に当該物品の特性も考慮しながら総合的な判断を行います。

【Q8】2条1項と2条2項の判断で注意すべき点は？

【A8】原則的に、意匠法の条文や審査基準等に示された要件で判断します。

注意点として、2条1項は、物品に内在されている機能が複合する場合であって、表示される図形等がその物品の使用目的の一部の機能を果たすために不可欠なものとして認められる場合もOKです（例：潮位表示機能付き腕時計の潮位表示画像）。

また、原則的に直接的な操作を行わない便利表示や状態表示は2条2項に該当しませんが、一見そのような表示に見えても、物品の説明や図面等の記載により操作の用に供される画像であることが認定できれば、2条2項に該当する場合があります。

なお、2条1項と2条2項は要件の内容が異なるため、一部重複する場合があります（初期メニュー画面等）。

【Q9】出願人（代理人）が画像意匠を出願する場合に留意すべき点があればご指摘下さい。

【A9】まず、2条2項の画像意匠については、【意匠に係る物品の説明】の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する点に留意して下さい（意匠法施行規則様式第2〔備考〕40等）。

また、画像を含む意匠を部分意匠として出願する場合がありますが、出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠の場合と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければなりません。

- ①部分意匠の意匠に係る物品
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、

範囲

④「意匠登録を受けようとする部分」の形態（意匠審査基準 71.4.1.2）

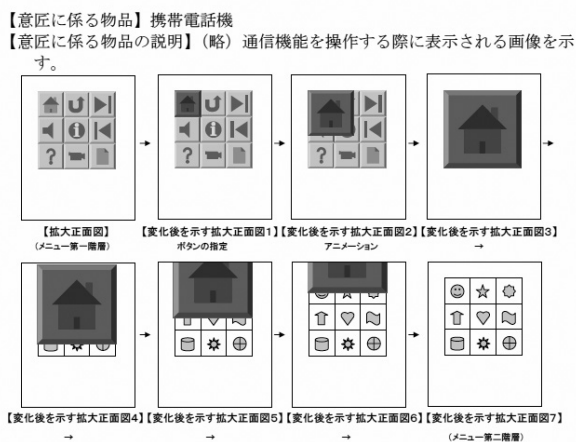
つまり、2条1項又は2条2項の別にかかわらず、言い換えれば、2条1項に該当する画像意匠だからといっても、当該画像の使用目的、使用方法が不明であっても良いということにはなりませんので、通常の部分意匠の出願の場合と同様に、出願当初から、意匠登録を受けようとする部分の用途・機能が明確になるように、詳しい説明をできるだけ記載して下さい。

【Q10】画像が変化する場合について

【Q10-1】ユーザーは連続的に変化していく画像を創作し、これを保護したいとの観点から相談を受けることが多くあります。したがって、出願時に1つの意匠として扱われる範囲を判断するのに苦慮しています。審査基準 74.7.1.5.2 の②一意匠として認められない例3（下図）を例に以下の点について基本的な考え方についてご説明下さい。

- ①「変化後を示す拡大正面図2」は1つの意匠として扱われる範囲を超えるのか。参考図として含めた方が良い図であるのか。
- ②「拡大正面図」から「変化後を示す拡大正面図7」までの図において、参考図として不適切な図があればご説明下さい。

また、審査後の具体的な事例がありましたら示して下さい。審査基準にそのような事例を提示される予定はあるのでしょうか。



【A10-1】

①「変化後を示す拡大正面図2」は1つの意匠として扱われる範囲を超えると判断されます。したがっ

て、本来的には参考図として含める必要のない図と考えますが、出願意匠の対象が明確であれば、参考図として含められていても不適切として削除を求めることはしていません。

②「変化後を示す拡大正面図2」から「変化後を示す拡大正面図7」の各図はアニメーションを表すものであって操作のための画像ではないため、意匠登録を受けようとする部分を表す図としては、削除する必要があります。

ただし、願書の記載等に、当該出願の意匠が持ち合わせている付加的効果として、アニメーションが組み込まれているものであるということが参考情報として説明されていた場合に、これらの図が参考図として記載されているときには、削除を求める運用は行っていません。

審査後の具体的な登録事例については、特許庁ホームページの「画像登録事例集について」に掲載していますので、こちらを参照してください。審査基準にそのような事例を追加することについては、現時点では未定です。

【Q10-2】現行の審査基準に従って、上記のような連続的に変化していく画像（例えば、認められない例3の7図）を保護したい場合、特許庁として現行意匠法で可能とお考えでしょうか。

【A10-2】現行の審査基準の下では、上記の例は一意匠と認められませんので、例えば、以下の2つまたは3つの出願をする方法が考えられます。

- 出願1：「拡大正面図」及び「変化後を示す拡大正面図1」
- 出願2：「変化後を示す拡大正面図3」ただし、操作ボタンである場合
- 出願3：「変化後を示す拡大正面図7」

【Q11】欧州や米国では、画像のみを表した1図で意匠を特定しているものがよく見受けられます。このような外国出願を基礎とする日本出願の依頼が優先権主張期日直前に来たために、追加図面の作成や取り寄せが間に合わない場合、出願時に1図のみを提出し、出願後の補正で6面図を提出することは可能でしょうか？

【A11】 審査基準の101.3.3.1の【例4】*では、日本出願で記載した一組の図面の内容が、その物品の常識からみて、優先権証明書記載の意匠の内容と一致する場合に、優先権証明書記載の意匠との同一性が認められる旨が記載されています。

優先権証明書記載の意匠と出願の意匠の同一性の判断では、第一国の法令等も考慮するため、出願後の補正の可否の判断と必ずしも一致するわけではありませんが、部分意匠であることの明示と、出願の対象となる画像意匠がどのような機器に搭載される画像であるか、物品の表示部に表示されるものか、物品と同時に使用される他の表示機に表示されるものかを願書の記載で出願時に明瞭にしておけば、破線で示す6面図の内容が、上記願書の記載とその物品の常識に照らして導き出すことができる場合に限り、当該6面図を出願後の補正で提出したとしても、補正が出願当初の意匠の要旨を変更すると判断されることはないでしょう。

しかしながら、ケースによっては補正が認められない場合も考えられることから、出願時に必要な図を描いて提出いただくことをお勧めします。

※参考 審査基準101.3.3.1の【例4】

第一国出願：腕時計用文字盤の意匠で、正面図のみ記載されている。また、部分意匠の出願であるか否かの記載はない。

日本出願：実線で表した一組の図面が記載された、全体意匠の出願。

これら一組の図面は優先権証明書記載の正面図と一致する。

(説明)

腕時計用文字盤は、通常板状であり、平面、底面及び左右側面の形態は、正面図の幅や高さに対応した、厚みのほとんどないものとして導き出すことができる。また、背面の形態は、通常、腕時計用文字盤の意匠において、機械内部に隠れるものであるから、特段の装飾は施されておらず、正面図に表れた針等を通すための孔部と左右対称に孔が開いている状態として特定ができる。

したがって、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、優先権の認否において同一であると認められる。

【Q12】 今後の画像を含む意匠の保護の方向性について

て

【Q12-1】 動画、アニメーションといった「連続的に変化する画像」については、現在、変化前後の画像が同じ操作のための画像であって、かつ、変化前後の画像に形態的な関連性が認められなければ、複数画像は一意匠として認められていませんが、将来的に一意匠として保護する可能性はあるのでしょうか。

【A12-1】 基本的には意匠法で保護可能な範囲を拡大できるように前向きに検討しています。

平成18年の意匠法改正で画像意匠の導入を検討していた際にも、現在と同じスタンスで前向きではありませんでしたが、画像意匠を導入するに当たり、ユーザーニーズの収集、各業界との意見交換等を行う中で、コンテンツやソフトウェア等の画像は含めないようにしてもらいたいとの反対意見が多くでした。

そのため、動画、アニメーション等の状態表示は含めず、パソコンやゲーム機等のソフトウェアの保護にはならないように配慮して2条2項を新設し、この新設に基づいて審査基準を設けた経緯がありますが、現状の基準では、どこまでが画像として許されるかという境界を決めるのが難しい面があることは否定できません。例えば、アイコンが少し大きくなるとした場合、「少し」の程度を審査基準で具体的に表すことは難しいと考えています。

従って、連続的に変化する画像に関しては、基本的には保護対象の範囲を拡大する方向を念頭に置きたいと考えていますが、仮に変化する画像の全てを保護対象にするとした場合、本当に何でも保護対象にすることができるとなると、色々なところで問題が出てくることは当然予測できますので、各方面での調整をせざるを得ない状況になると考えています。

また、変化する画像については、平成18年の改正当時はニーズは無いと各業界の方から意見が出されたので、ある程度厳しい取り決めでも構わないとの前提で導入を行いました。近年になって保護を求める声が強くなってきた状態にあります。

基本的には出願人の方が、静止画として保護するか、連続的に変化する画像として保護するかを選択できるようにすれば良いことだとは考えますが、画像の連続的な変化の流れにおいても変化の様子は色々あり

ますので、変化の流れの中で1図でも違う画像が入ることによって権利行使できるかどうか厳しい面もあるでしょうし、そのような場合には権利範囲はかなり狭くなる可能性もあるのではないかと考えられます。

そのため、変化する画像として権利取得するよりも静止画を1図ずつ権利取得した方が明確で使い勝手が良い権利になるとも考えられますが、権利範囲の広狭自体は意匠法による保護を妨げる理由にはなりませんので、そのような側面からしても基本的には意匠法で保護を図りたいと考えています。

ただし、変化について保護を考える場合、意匠法6条4項のいわゆる動的意匠との整合性も含めて検討していく必要がありますので、前向きではありますが時間が掛かる部分は当然あると考えております。さはさりながら、世界的な傾向から見ても日本は少し硬いと思いますので、できるだけ世界的な動向にも合わせるようにして検討を進めていきたいと考えています。

【Q12-2】「物品の異なる同じ内容の画像」について

まったく同じ内容の画像であっても物品が異なる場合、機能が異なる場合には、別意匠として別々に出願する必要がありますが、欧州や米国の登録に見られるような「コンピューターイメージ」のような物品を跨る画像について、将来的に一意匠として保護する可能性はあるのでしょうか。

【A12-2】物品をまたがるような画像については、現在、一意匠として保護してほしいという声と一意匠として保護することは望まないとする声とが並存している状況にあります。そのため、今後も多くの調整をしていく必要があると考えています。

ただ、物品をまたがるような画像について保護していくことになると、意匠の定義(2条)自体も見直す必要が出てくると考えられますので、特に、画像そのものを意匠ととらえて保護するようにする場合には、物品の考え方を検討する必要があると考えています。

【Q12-3】「連続的に変化する画像」、「物品の異なる同じ内容の画像」を保護対象とするスケジュールはで

きているのでしょうか。

【A12-3】具体的なスケジュールは未定です。

【Q12-4】一体として用いられる物品に表示される画像については、画像図と6面図を提出する必要がありますが、6面図は不要ではないかと考えています。将来的に画像図だけでの出願を認める可能性はあるのでしょうか。

【A12-4】画像図だけでの出願を認めるかどうかについても検討していく予定です。「連続的に変化する画像」、「物品の異なる同じ内容の画像」の保護についての検討に比べれば、もう少し早く解決することができるのではないかと考えています。

韓国では3Dによる出願を認めるようになりましたので、画像も含めて考えた場合、出願の手法みたいのところまで踏み込んで検討する必要があるのかもしれないと考えています。

II. 画像意匠の登録例(2条2項)

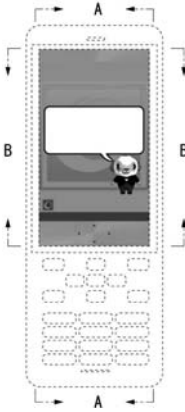
平成18年法改正において、意匠法第2条第2項の規定が新設され、物品の操作の用に供される画像が広く保護を受けられるようになったことで、登録できる画像意匠の範囲が広がり、携帯電話やデジタルカメラの初期画面以外の画面等でも登録が可能になった。

このような2条2項に係る「画像意匠」を出願する際には、特許庁ホームページに掲載の『意匠審査基準』第7部第4章「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」、『意匠登録出願等の手続きのガイドライン』第三部13「画像を含む意匠の願書及び図面等の事例」、『画像登録事例集』等が参考になる。

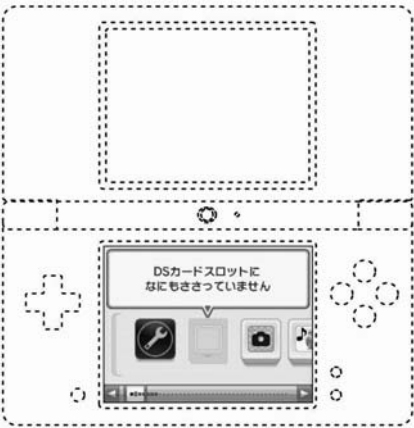
しかし、これらを参考にしても、出願人(代理人)が、出願実務の際に、「画像意匠の要件を満たすか?」、「願書の記載は適切か?」、「より幅広い権利範囲を取得できないか?」等判断に迷うことがある。

そこで、意匠委員会第4部会では、公報発行日が2009年6月15日から2010年5月24日までの登録画像意匠441件を抽出し、その中から、画像意匠の出願実務に役に立つ登録事例9件をピックアップし、これらをまとめ上げて「おもしろ登録事例集」を作成した。

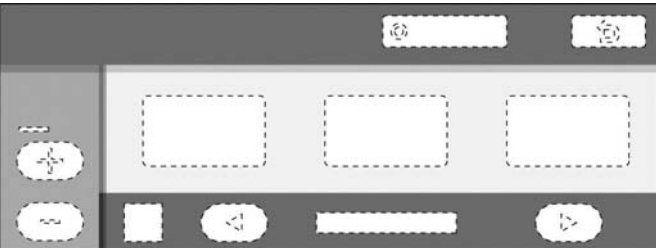
【吹出し部を表示した画面が登録された事例】【2条2項】

【画像図若しくは代表図】	【登録番号】登録第 1371233 号	【出願日】平成 20 年 11 月 4 日
【正面図】	【意匠に係る物品】無線電話機	【意匠分類】H7-43W
	<p>【意匠に係る物品の説明】本物品は、自動的に使用者にとって必要な情報をインターネット上で検索・収集し、表示する機能（いわゆるエージェント機能）を備えた無線電話機である。本物品の表示部に表された画像は、検索・収集した情報を表示する機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であり、吹出し部を選択して決定する操作を行うことで、検索・収集した情報の一覧を表示することができる。また、吹出し部には、検索・収集した情報のうち最新のものについての概略が表示される。</p>	
	<p>【ピックアップした理由】吹き出し部が表示されていることによって、保護が否定されることはなく、「吹き出し部を選択して決定できる操作を行うことで、検索・収集した情報の一覧が表示できる」等と記載して、画像全体として物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と判断されれば、意2条2項に規定する意匠として登録される事例。</p>	

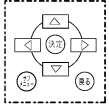
【状態表示的な表示も登録できるという事例】【2条2項】

【画像図若しくは代表図】	【登録番号】登録第号 1383431 号	【出願日】平成 22 年 2 月 19 日
【正面図】	【意匠に係る物品】携帯用電子計算機	【意匠分類】H7-725W
	<p>【意匠に係る物品の説明】本物品は、電子カメラ、音楽録音再生機、無線通信端末、又は、ゲーム機等として用いられる。正面図の表示部に表された画像は、本物品の機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものである。中央に配されたアイコンが選択状態とされ、当該アイコンの説明がその上部に表示される。</p>	
	<p>【ピックアップした理由】通常であれば物品の状態表示は登録されないが、物品の説明の書き方によっては状態表示的な表示も登録できるという事例。本件意匠も一見すると「カードが挿入されていない」ことを示す状態表示だが、物品の説明を参酌して、選択したいアイコンを中央に移動させて、電子カメラ、音楽録音再生機、無線通信端末、又はゲーム機等の機能を発揮できる状態にする操作を行う画面と認められたものと推察する。なお、特許庁の画像意匠の登録事例集でも、本件と類似のケースが掲載されている。</p>	

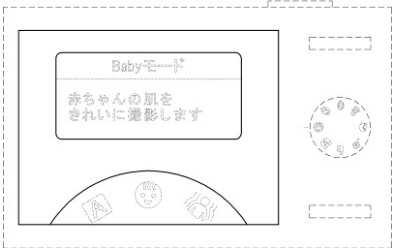
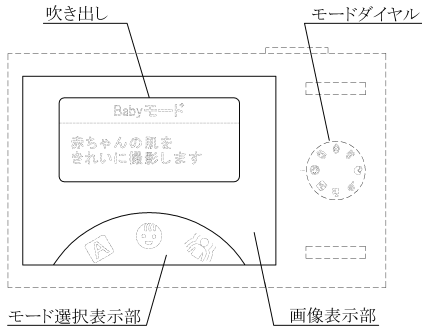
【背景を画像意匠として登録した事例】【2条2項】

【登録番号】登録第 1360655 号	【出願日】平成 20 年 8 月 22 日
【意匠に係る物品】プリンター	【意匠分類】H7-53W
<p>【意匠に係る物品の説明】本物品は、コピー、スキャナー機能付プリンターである。本部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である表示部は、タッチパネルの機能を有し、各操作フィールドの濃淡に差を設け、かつ影付けをした点に特徴を有する。当該特徴により、各操作フィールドの階層が容易に識別可能となる視覚的効果を有するため、わかり易い操作表示が可能である。実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】</p> <p>【表示部の拡大図】</p> 	<p>【ピックアップした理由】操作部としてのボタンは破線表示されており、意匠登録を受けようとする部分は、背景（濃淡のパターン）である。一般に背景はコンテンツそのものに該当することが多く、意匠登録の対象となることは難しいが、操作の用に供する画像とすることで背景について意匠権を取得した事例。</p>

【十字キー，決定キー等を画像意匠とした事例】【2条2項】

【登録番号】登録第1381024号(分割)	【出願日】平成19年12月27日
【意匠に係る物品】デジタルスチルカメラ	【意匠分類】J3-231W
<p>【意匠に係る物品の説明】本物品は、本物品のカメラ部分で撮影した静止映像及び動画映像を、デジタル信号化して本物品内の記録媒体に記録し、また再生するものである。画像図内に表した画像は、本物品と接続して同時に使用する映像表示機の表示部に表示する機器操作説明用の画像である。画像図内の画像は、撮影に要する初期設定操作、又は、本物品に記録した画像を、再生したり、また、次の映像に送る等の操作機能を発揮できる状態にするために、機器のメニュー操作を説明する際に用いられる画像であり、操作者は映像表示機の画像図中に表された画像を見て、映像表示機のリモートコントローラーにある画像に対応した操作ボタンの操作を行うことにより、各種のモードの選択、決定などの操作を行うものである。実際には、表示画面に表れるとおりに配設されているリモコンの上下左右の再生・停止・早送りや戻しボタン、中央の静止ボタンなどを押して各種の機能を実行する。また、下部の二つの円形ボタンはその他の副次的な機能を受け持つものである。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】 【画像図】</p> 	<p>【ピックアップした理由】各種機器のリモコンに見られるような十字キー，決定キー等を画像意匠として出願した事例。デジタルカメラの各種設定においてこの種キーは有用であることから、権利化しておく意義は十分あると思われる。</p>

【画像内に操作部が設けられていない場合であっても画像意匠として登録される事例】【2条2項】

【登録番号】登録第1374752号	【出願日】平成20年10月31日
【意匠に係る物品】電子カメラ	【意匠分類】J3-231W
<p>【意匠に係る物品の説明】背面図中の表示部に表された画像は、撮影機能を発揮できる状態にするための画像である。モードダイヤルに記されている表示と同じものが画面の下中央のモード選択表示部に表示される。モードダイヤルに連動して表示が移動し、中央の位置にきた表示が明るく表示される。明るくなった表示に対応したモードが選択され、そして、選択したモードの名称及び説明が吹き出し内に表示される。選択されたモードに対して設定された撮影条件で撮影が行われる。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】 【背面図】</p> 	<p>【操作部等を説明する参考図】</p> 
<p>【ピックアップした理由】モードダイヤルという物理的な操作部によって、画像内の表示が連動して変化する登録例。2条2項の画像は操作画像であると考えられ、画像内に操作部が設けられている必要があると思われるが、画像内の図形を直接指で触れて操作する場合だけでなく、物理的な操作ボタン等で操作する場合であっても、当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であると判断されれば、2条2項の画像意匠として登録される。</p>	

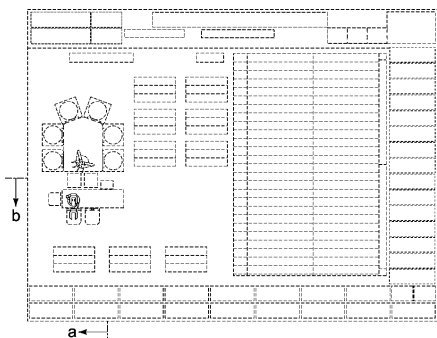
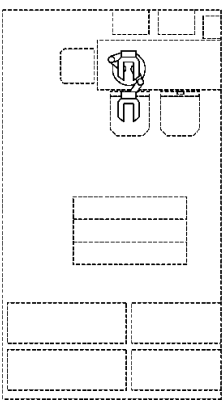
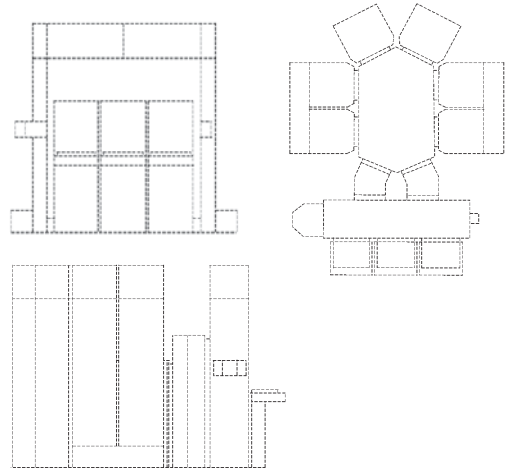
【物理的なタッチセンサー式操作ボタンの意匠と画像意匠とが類似するとして登録された事例】【2条1項】

【登録番号】 登録第 1376488 号	【出願日】 平成 20 年 4 月 30 日
【意匠に係る物品】 携帯情報端末機	【意匠分類】 H7-725W
<p>【意匠に係る物品の説明】 本願の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に表された2つの半円形状及びその間の小円形状は、本願物品の表示部に表された画像であって物理的なタッチセンサー式操作ボタンと同様の機能を発揮する。すなわち、本願意匠に係る物品は、インターネットなどの通信ネットワークを介して各種の情報にアクセスするための通信機能その他の機能を具える端末機器であるところ、前記画像（2つの半円形状及びその間の小円形状）は、ユーザーによる物品の使用状況に応じてその都度それぞれ特定の通信機能その他の機能が割り付けられるものであって、その割り付けられた当該物品の通信機能その他の機能を発揮できる状態にするためのものである。割り付けられる機能は、具体的には、通信機能のほかに、（1）本願物品が備える各種機能の一覧を表示する機能、…、（11）内蔵カメラのシャッター機能がある。ユーザーが手指やペン型のポイントデバイスなどを使用して同画像に触れることにより操作する。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】</p> <p>【本願（関連意匠）の正面図】</p>  <p>【本意匠の正面図】</p> 	
<p>【ピックアップした理由】 この登録意匠は関連意匠として登録された2条1項の画像意匠であるが、本意匠は、意匠に係る物品の説明を「本願の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に表された2つの半円形状及びその間の小円形状は、タッチセンサー式の操作ボタンである。」と記載された画像意匠ではないことから、物理的なタッチセンサー式操作ボタンの意匠と画像意匠とが類似する（関連意匠として登録される）と判断されている事例。</p>	

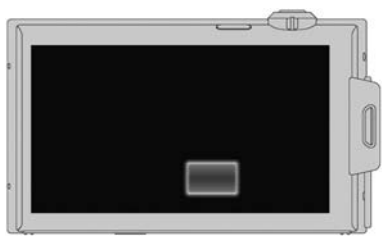



【一つの画像が複数の機能に対応している意匠の登録事例】【2条1項】

【登録番号】 登録第 1372458 号	【出願日】 平成 22 年 8 月 29 日
【意匠に係る物品】 情報端末機	【意匠分類】 H7-723W
<p>【意匠に係る物品の説明】 「画像部分を拡大した図」に表された画像は、本件意匠の物品「情報端末機」が有する機能、例えば、通話機能、通信履歴表示、天気予報表示、ビデオカメラ操作等の機能を発揮するために行われる操作に用いられる画像である。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】</p> <p>【正面図】</p>  <p>【画像部分を拡大した図】</p> 	
<p>【ピックアップした理由】 この登録意匠はメニュー画面についての画像意匠（2条1項）と考えられる。【意匠に係る物品の説明】欄には物品の持つ複数の機能について記載されているが、【意匠に係る物品の説明】は、メニュー画面であることを各アイコンに割り当てられる機能を記載することにより説明されたものと考えられる事例。</p> <p>ただし、メニュー画面以外の画像について、複数の機能を発揮するための操作に用いられる共通の画像として出願した場合には、物品の部分の用途・機能が具体的でないものとして、又は意匠ごとに出願されたものでないとして、拒絶理由が通知される可能性があると思われる、注意が必要であると考えられる。</p>	

【優先権を主張し、物品全体を破線で表した6面図を追加して日本出願した事例】【2条2項】

【登録番号】登録第 1383411 号	【出願日】平成 19 年 9 月 4 日（【優先日】平成 19 年 4 月 2 日）
【意匠に係る物品】半導体製造装置	【意匠分類】K0-70W
<p>【意匠に係る物品の説明】本物品はチャンバー内に挿入された半導体ウエハーにエッチング処理等を行い、半導体素子を製造する半導体製造機である。画像図に表した画像は、本物品と同時に使用される表示機器に表示される操作用の画像を表すものである。画像図は、チャンバー内に挿入された半導体ウエハーにエッチング処理等を行うための機能を発揮できる状態にするための画像であって、操作部等を説明する参考図に示すように画面中央左側に2つの搬送アームを模した図形を選択ボタンが表示され、その選択ボタンを選択することで、半導体製造機の搬送アームの各種設定や制御状態の表示がされ、当該搬送アームの各種設定や制御状態を確認し、必要な変更が可能となる。</p>	
<p>【画像図若しくは代表図】</p> <p>【画像図】</p>  <p>【a - b 部分拡大図】</p> 	<p>【日本出願時に追加した図面】</p> 
<p>【ピックアップした理由】外国意匠制度との比較検討：本件では、米国基礎出願（USD593127）ではタイトルを「COMPUTER GENERATED IMAGE FOR A DISPLAY PANEL OR SCREEN」としていたが、タイトルを上記とし、物品全体を破線で表した6面図を追加して日本出願している事例。</p>	

【状態表示に近いが、登録されている事例】【2条2項】

【登録番号】登録第 1373670 号	【出願日】：平成 20 年 12 月 26 日		
【意匠に係る物品】デジタルスチルカメラ	【意匠分類】J3-231W		
<p>【意匠に係る物品の説明】本願意匠に係る物品は、動画像データの録画再生機能、音声データの録音再生機能、画像データ等の各種データのストレージ機能を備えるデジタルスチルカメラである。タッチパネル式の GUI を介して各種の機能を実行するものであり、表示画面に現れるメニューアイコンから所望のアイコンを選択すると、各「使用状態を示す参考図」に表すように、アイコン上にカーソルが表示される。</p>			
<p>【画像図若しくは代表図】</p> <p>【背面図】</p> 	<p>【画面拡大図 2】</p> 	<p>【画面拡大図 3】</p> 	<p>【使用状態参考図 1】</p> 
<p>【ピックアップした理由】タッチパネルで画面に表示されたアイコンにタッチすると、アイコンを覆うように四角形（黄色）のカーソルが出現し、当該アイコンが選択されていることを示す画像と思われる。操作画面というよりもアイコンが選択されていることを示す状態表示に近いが、登録されている事例。</p>			

(原稿受領 2010. 12. 16)